

政令第 号

河川法施行令の一部を改正する政令

内閣は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項及び第三十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号イ中「発電の」を「出力が最大千キロワット以上の発電の」に改め、同号イただし書中「次に掲げる水利使用であつて」を削り、「ものの」を「当該発電以外のためにする水利使用の」に改め、同号イ(1)から(4)までを削り、同号に次のように加える。

ホ イからニまでに掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたものために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの

第二十条の二第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 出力が最大二百キロワット以上の発電のためにするもの。ただし、当該発電が、法第二十三条の許可

を受けた当該発電以外のためにする水利使用のために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。

## 附 則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 理由

小規模な水力発電のためにする水利使用を特定水利使用の対象から除外する等の必要があるからである。